

(法第10条第1項第5号関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

近年、我が国においては少子化の進行や地域コミュニティの希薄化に伴い、子供・青少年がスポーツや地域活動に主体的に参加する機会が減少している。特に野球をはじめとする競技スポーツの分野では、指導者不足や指導の属人化、経験則に依存した練習方法、さらには地域間格差といった課題が顕在化している。これらの課題は、競技人口の減少のみならず、子どもたちの健全な心身の発達や、地域社会の活力低下にも影響を及ぼしている。

こうした状況の中、科学的根拠に基づいたトレーニングの普及、指導の質の向上、そして地域に根ざしたスポーツ・学習の場を持続的に提供することが強く求められている。しかしながら、営利目的の事業体では対応が難しい分野も多く、公共性・公益性を重視した非営利組織による継続的な取り組みが不可欠であると感じている。

特定非営利活動法人 TDch は、野球の普及・発展を基軸に、科学的トレーニングの普及、人材育成、情報発信、地域連携を総合的に推進することにより、子ども・青少年の健全育成と地域社会の活性化に寄与することを目的として設立するものである。

2 申請に至るまでの経過

設立代表者である小林大悟は、長年にわたり教育現場およびスポーツ指導の現場に携わり、特に野球指導を通じて多くの子ども・青少年の育成に関わってきた。その過程において、個々の指導者の経験や勘に依存した指導体制の限界や、科学的知見が十分に共有されていない現状に強い問題意識を抱くようになった。

また、教育者としての立場から、スポーツは単なる競技力向上の手段ではなく、自己肯定感の醸成、仲間との協働、挑戦する姿勢を育む重要な学習機会であると考え、競技と教育を結びつけた新たな価値創出の必要性を感じてきた。加えて、地域においては、学校・家庭・地域社会の連携が弱まり、子どもたちを支える持続的な仕組みづくりが求められている現実にも直面してきた。

こうした問題意識のもと、設立代表者は、科学的トレーニング理論やデータに基づく指導方法の研究・実践、動画やオンライン媒体を活用した情報発信、地域クラブ活動や指導者向け研修の実施など、任意団体としての活動を段階的に行ってきた。その中で、活動の公共性が高まり、参加者や協力者の輪が広がるにつれ、透明性・継続性・社会的信頼性を備えた備えた法人格の必要性が明確となった。

そこで、これまでの活動実績と理念を基盤とし、より安定的かつ公益性の高い事業運営を行うため、関係者との協議を重ね、設立総会を開催した上で、特定非営利活動法人 TDch を設立し、所轄庁の認証を申請するに至ったものである。

2026年 2月 28日

特定非営利活動法人 TDch
設立代表者氏名 小林 大悟